

「建設業法令遵守講習会」を開催します

北海道開発局と北海道は、10月・11月・12月の「建設業取引適正化推進期間」における活動の一環として、建設業法令遵守講習会を開催します。

建設業取引における法令違反行為の防止や下請取引の適正化等について、関係行政機関等担当者が講師となって説明しますので、ぜひご参加ください。

建設業法令遵守講習会 開催案内

開催日時：令和7年12月3日（水）13：30～16：30

開催方法：オンライン方式（Microsoft Teams を利用）

<講習会概要>

- ① 建設業の適正取引に向けて ～実際のトラブル事例を踏まえて～
【公益財団法人建設業適正取引推進機構】
- ② 中小受託取引適正化法（取適法）の施行について
【経済産業省 北海道経済産業局 産業部 中小企業課】
- ③ 法改正を踏まえた適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保について
【国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課】

参加費：無料（通信に係る費用は参加者様にてご負担ください）

1. 申込方法

※ **事前申込制**となります。

下記 URL または QR コードから入力フォームにアクセスいただき、必要事項を記載して送信してください。

建設業法令遵守講習会

参加申込フォーム>> <https://forms.office.com/r/BQEC9GJXDx>



※ 同一組織から複数名が参加される場合は、できるだけとりまとめて申し込んでいただけますようお願いいたします。

（申込時に参加予定者数を記載いただくことで、まとめて申込みが可能です）

【ご注意ください！】

・申込フォームに記入いただくメールアドレスは、送信前に記載ミスがないようご確認ください。

（記載ミスがありますと3.の受付完了メールをお送りできず、申込みいただいてもご参加いただけなくなる場合があります。）

2. 申込期限

令和7年11月21日（金）17時まで

※申込み人数が多数の場合、期限前でも締め切らせていただく場合があります。

3. お申し込みから講習会までの流れについて

- ① 受付完了後、申込フォームに記載いただいたメールアドレス宛てに受付完了メールを送信します。その際、講習会資料を開封するためのパスワードを併せてお知らせします。

※「hkd-ky-kensankousyuu@mlit.go.jp」からのメールを受信できるよう設定してください。

※ 令和7年11月26日（水）12時までに受付完了メールが届かない場合は、下記の問合せ先までご連絡願います。

問合せ先：北海道開発局 事業振興部 建設産業課

TEL：011-709-2311（内線5858、5886）

- ② 令和7年11月26日（水）までに、講習会で使用する資料一式（「講習会次第」「接続テスト及び講習会当日に使用するURL（共通）」「参加手順書」「講習会で使用するテキスト」等）を以下の「資料公開ページ」に公開します。

こちらからダウンロードし、受付完了メールに記載されているパスワードで開封してください。

【資料公開ページ】

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/kensan/ud49g7000000e3sq.html>

- ③ 令和7年11月28日（金）11時から16時まで、接続テストを実施します。

接続テストに利用するURLは②の資料内にあります。

- ④ 講習会当日（令和7年12月3日（水））は13時以降にご入室願います。講習会に利用するURLは②の資料内にあります。講習会の開催は13時30分からの予定です。

4. その他留意事項

- ① 参加には、インターネット接続が可能なPC（スマホ、タブレットを含む。）が必要です。必要に応じてイヤホン等をご用意ください。
- ② ブラウザ版のMicrosoft TeamsやOffice365にサインインしている場合は、必ずサインアウトしてからゲストとして接続テスト及び講習会に参加してください。
- ③ ゲストとして入室される際の名前は任意（「ゲスト」や「ユーザー」等）に入力していただいても結構です。
- ④ 申込時にいただいた個人情報は、当講習会に関する連絡以外には使用しません。

以上